

# 中央大学 学友会 体育同好会連盟 ローゼンベルク山の会 会則

## 目次

第1章 総則	( 1条 4条 )
第2章 会員	( 5条 8条 )
第3章 役員	( 9条 16条 )
第4章 機構	( 17条 46条 )
第5章 会計	( 47条 54条 )
第6章 山行	( 55条 68条 )
第7章 会則改正	( 69条 71条 )

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、ローゼンベルク山の会と称する。

### 第2条（本部）

本会会室を東京都八王子市東中野7-4-2の1、中央大学多摩校舎4号館内に置く。

### 第3条（目的）

本会は、登山とその他の活動を通じて人間相互の絆を深める活動を行う。

### 第4条（活動）

本会は、前条の目的達成のために、下記の事項を行う。

- 1、定例山行
- 2、月例山行
- 3、個人山行
- 4、企画
- 5、その他、必要と認められた事項

## 第2章 会員

### 第5条（会員としての登録）

本会は、第3条に賛同する中央大学学部生にして、下記の手続きを経たる者をもって構成する。

- 1、本会指定の会員原簿に必要事項を記入し、指定期日にこれを提出した者。  
上の用件は、当該年度の間のみ、その有効期間とする。

### 第6条（退会および休会）

会員は、口頭または書面にて執行部に退会の旨を報告し、これをもって退会となる。  
会員はやむを得ない事情により活動を休止する場合、書面による執行部への報告をもって休会となる。

### 第7条（除名）

執行部が、もしくは議決権を持つ全会員の5分の1以上の者が、下記の事項に該当する者ありと認めこれを発議し、会合において全会員の3分の2以上の賛成が認められた場合には、執行部は本会則に基づき、これを除名する。

- 1、会合を1年間に無断で3回以上欠席した者。
- 2、活動の不参加が著しく多い者。
- 3、会員の和を著しく乱した者。
- 4、会費を4ヶ月以上未納の者。
- 5、会則を遵守しない者。
- 6、その他除名に値する行為をなした者。

### 第8条（会活動への協力）

会員は、会活動に協力しなければならない。

## 第3章 役員

### 第9条 (役員)

本会は、第4条の事項を行うために下の役員を設ける。

- 1、会長 1名
- 2、代表 1名
- 3、副代表 1名
- 4、企画部長 1名
- 5、企画部員 4名
- 6、議長 1名

### 第10条 (会長の職務と選任)

会長の職務及び選任は、学友会規則35条及び36条による。

### 第11条 (代表、副代表、企画部長、企画部員、議長の選出)

代表、副代表、企画部長、企画部員、議長は会員の互選により選出され、その選出日は原則として11月中の会合とする。

代表、副代表、企画部長、企画部員、議長に欠員が生じた場合、その時点で会員の互選により選出される。

選出の方法、責任はこれを選挙管理委員会が行う。

選挙管理委員会は議長及び互選によって選出された会員1名により構成される。

### 第12条 (代表の職務)

代表は会の運営上の責任・権限を有する。

### 第13条 (副代表の職務)

副代表は代表を補佐し、代表がその任を遂行できない事態が生じた場合、後任の代表が選出されるまでの期間これを代行する。

### 第14条 (企画部長の職務)

企画部長は企画部運営上の責任・権限を持つ。

### 第15条 (企画部員の職務)

企画部員は企画部長を補佐する。

#### 第16条（議長の職務）

議長は執行部と独立し、会の秩序を保持し、議を整理する。

議長は下記のような会合進行上の責任・権限を持つ。

- 1、会合召集権
- 2、退場命令権
- 3、議決が紛糾した際の裁量権
- 4、議決方法の変更権

議長が不在の場合、執行部が代理を指名する。この際会合出席者の過半数の承認を必要とする

## 第4章 機構

### 第17条（機構の種類）

本会は第4条の事項を行うために下記の機構を設ける。

- 1、会合
- 2、執行部
- 3、企画部
- 4、係
- 5、その他必要と認められる機関

### 第1節 会合

#### 第18条（最高決定機関）

会合は本会の最高決定機関である。

#### 第19条（会合の種類）

- 1、定例会合
- 2、臨時会合

#### 第20条（定例会合の召集）

定例会合は週1回とし、議長の招集によりこれを開催する。

#### 第21条（臨時会合の召集）

議長は必要に応じて臨時会合を召集することができる。但し、全会員の5分の1以上の要求があるときは、議長は直ちに臨時会合を召集しなければならない。

臨時会合は、会合の開催場所、その期日及びその事項を会員に連絡する。臨時会合の召集は少なくとも1週間前にこれを連絡しなくてはならない。

議長が、緊急にこれを要すると判断した場合は、原則として臨時会合の召集を、少なくとも1日前に連絡することを要する。

## 第22条（会員の会合出席の義務）

本会会員は、会合に出席する義務を負う。但し、特別の理由があるものは議長に会合の議決に対して委任状を提出し、議長がこれを受理した場合、欠席することができる。委任状は定足数に含まない。

4年以上の会員は前項の義務を免除することができる。

特別の理由なく同年度中の定例会合を3回以上無断で欠席した会員については、当該年度の会合における議決権及び選挙権を凍結することができる。

## 第23条（会合の議決事項）

下記の事項については、会合の議決を経なければならない。

- 1、会主催行事の公認。
- 2、会則及び規約の改正。
- 3、選挙管理委員の人事に関する承認。
- 4、処罰。
- 5、その他会則及び規則で定められた事項。

## 第24条（会合の定足数と議決権）

会合は、出席の義務を負う議決権を持つ会員の3分の1の出席をもって成立する。

会合の議事は、議決権を持つ出席会員の過半数の賛成によって決定する。会合の議決に際して、その可否が同数である場合、議長がこれを決するところによる。

## 第25条（書記の選出）

書記は、会合毎に議長がこれを指名し、会員の中より選出する。

## 第26条（議長の中立）

議長は、自己の議決権を行使することはできない。但し、会合において認められた場合及び、会則24条第2項の場合はこの限りでない。

## 第27条（会員の議案提出権）

すべての会員は議案を発議できる。議案が発議された時は、議長は会合に計り、その審議を行う。

## 第28条（議決事項の変更）

過去の会合において議決された事項を修正し、又は廃止するには、議決権を持つ出席会員の3分の2以上の議決を必要とする。

第29条（審議時間の制限）

議長は、質疑・討論・その他の発言について、あらかじめ時間を制限することができる。

第30条（会合議事録の保管）

会合の議事に関する記録は、議長が署名し、これを保管しなければならない。

第31条（人事の優先）

役員及び係が欠けた場合、不信任、若しくは辞職が生じた場合、会合は直ちに後任を選出する手続きをとらねばならない。

第32条（議長の議場整理権）

会合の秩序を乱し、又は会員としての品位を失する行動をなすものについては、議長はこれを静止し、又は議場より退席されることができる。

## 第2節 執行部

第33条（執行部の構成）

執行部は、代表、副代表、企画部長及び企画部員を持って構成員とする。

第34条（執行部の連帯責任）

執行部は、会合に対して、会の運営について連帯して責任を負う。

第35条（執行部の職務）

執行部は、会の運営のほか、下の事務を行う。

- 1、会則及び規則の誠実な執行、並びに会全体の監督指導。
- 2、対外関係の処理。
- 3、予算の作成と執行。
- 4、決算の報告。
- 5、その他必要と認められる事項。

第36条（執行部の召集及び議事）

執行部の会議は、役員たる構成員の3分の1以上の要求があった場合、若しくは代表が必要と認めた場合、代表がこれを召集する。

執行部は役員たる構成員の3分の2以上の出席がなければ、この議事を開き、議決を

することができない。

執行部の議事は、代表を含む出席者の過半数によってこれを決定する。但し、可否同数のときは代表の決するところによる。

#### 第37条（執行部会議議事録の保管）

議事に関する記録は、代表が署名し、これを保管しなければならない。

#### 第38条（執行部公開の原則）

執行部の会議は公開を原則とする。

#### 第39条（執行部の緊急裁量）

会合の決議を要する事項であっても、緊急やむを得ない場合は執行部の決定は会合の決定に優先する。但し、会合における事後の承認を必要とする。また、会合の決定を覆すことはできない。

#### 第40条（執行部役員及び議長の不信任若しくは辞職）

執行部役員及び議長に対する不信任決議案は、議決権を持つ全会員の5分の1以上によってこれを発議し、会合に提出してその議決を経なければならない。但し、この議決には議決権を持つ出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

前項役員の不信任議決案が可決された場合、当該役員は直ちに辞職しなければならない。執行部及び議長は自発的に辞職することができる。その際、会合に対してその旨を報告しなければならない。

### 第3節 企画部

#### 第41条（企画部の構成）

企画部は企画部長及び企画部員をもって構成員とする。

#### 第42条（企画部の連帯責任）

企画部は、会合に対して、企画の運営に対して、企画の運営について連帯して責任を負う。

#### 第43条（企画部の職務）

企画部は、企画の運営のほか、下の事務を行う。

##### 1、企画の立案と執行

## 2、山行計画の許認可

### 第4節 係

#### 第44条（係の設置）

執行部は必要に応じて執行部のもとに係を置くことができる。この際、会合出席者の半数の承認を必要とする。但し、下記の係は必ずこれを設置しなければならない。

#### 1、会計係

#### 第45条（係の職務）

各係は、執行部の方針の下に会の運営を補佐し、その事務を執行する。

#### 第46条（係の構成）

各係長及び各係員は、執行部が会員の中からこれを任命する。この際、会合出席者の過半数の承認を必要とする。

## 第5章 会計

### 第47条（会の収入）

本会の経費は、学友会予算、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあたる。

### 第48条（会費の決定）

本会会費の金額は、会合の承認を経て、執行部がこれを決定する。

### 第49条（会費の徴収）

会費の徴収は前期・後期の年2回とする。但し、1年生は装備購入による金銭的負担を考慮に入れ、前期は徴収されない。また4年生以上の会費についてはこれを免除することができる。

### 第50条（会計年度の期間）

本会会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月1日をもって終了する。

### 第51条（予算案の提出義務）

執行部は、毎年会計年度の予算を、4月中に会合に提出し、会合の承認を経なければならない。

### 第52条（決算の提出義務）

執行部は、毎年会計年度の決算報告を4月中に会合に提出し、会合の承認を経なければならない。

### 第53条（臨時費の徴収）

本会は会合の承認を経て臨時費を徴収できる。

### 第54条（会計に対する執行部の連帯責任）

本会の会計は、会計係がその事務を司り、執行部が連帯責任を負う。

## 第6章 山行

### 第55条（山行の種類）

- 1、定例山行
- 2、月例山行
- 3、個人山行

### 第56条（定例山行）

定例山行は年4回とする。

### 第57条（定例山行への参加義務）

全会員は定例山行に参加しなければならない。

4年生以上の会員は前項の義務を免除することができる。

不参加者は事前にその理由を執行部に伝えなければならない。

### 第58条（月例山行）

月例山行は年4回とする。

### 第59条（月例山行への参加義務）

月例山行は原則として希望参加とするが、定例山行に不参加のものは原則として参加しなければならない。

### 第60条（個人山行）

個人による山行は企画部に計画書を提出し承認を受けた場合に限りこれを認める。

### 第61条（企画部の承認）

全ての山行について計画立案者は企画部に計画書を提出し承認を受けなければならない。

### 第62条（チーフリーダーの選出）

全ての山行において計画立案者はチーフリーダーの任を負わなければならない。

### 第63条（サブリーダー及び係の任命）

山行におけるサブリーダー及び、各係はチーフリーダーがこれを任命することができる。

### 第64条（山行の責任）

山行に関する責任、権限はチーフリーダーがこれを負う。

第65条（計画書の提出義務）

チーフリーダーは計画書を、企画部、執行部、会長、在京担当者、学友会、会室に提出しなければならない。

第66条（報告書の作成義務）

報告書は各班毎に作成し、山行終了後2週間以内に提出しなければならない。

第67条（在京連絡先の設置義務）

全ての山行は在京連絡先を定めることを要する。手続きなど詳細は在京規則でこれを定める。

在京担当者は原則として2年生以上で電話があり、1日中家に待機できるものとする。

事故・遭難に際して、在京担当者は会長、会員、自己遭難者の親族に速やかに連絡を取りその対策を講じる。

第68条（冬山及び特殊山行の禁止）

冬山及び岩、沢などの特殊なものと認められる形態の登山は、定例・月例・個人山行では行ってはならない。

## 第7章 会則改正

### 第69条（会則改正の発議）

執行部が、若しくは議決権を持つ全会員の10分の1以上の発議がある場合、執行部は直ちに会則改正委員会を設置しなければならない。会則改正委員長及び委員の選出は会合がこれを行う。また会則改正委員会の組織構成は会合の決定に従う。

### 第70条（会則改正委員会の職務）

会則改正委員会は、草案を作成し、会合に提出しなければならない。

### 第71条（改正決議）

会合における会則改正に関する議決は議決権を有する全会員の3分の1以上の賛成を必要とする。

会合で決議された場合には即時その効力を発揮する。